

広報

みなみ

4

Mar.2025
No.247





令和7年度 施政方針

町長が町議会3月定例会で町政運営の所信表明や主要施策を説明しました。
その一部を、「第2次みなべ町長期総合計画」に掲げる基本目標に沿ってご紹介します。



み 緑豊かで 快適なまち

- ・ 利活用可能な空き家は、「空き家バンク」への登録により町内外への情報提供を行い、移住者の受け入れや町内の事業者にも利用してもらえよう
- ・ 補助の枠組みを広げる
- ・ 新築住宅の取得に対する補助を行い、若者や子育て世代の定住促進を図る
- ・ 浄水場の高台移転に向け管路耐震化も含め導入及び送水管路の布設を行う
- ・ 老朽化した水道管の耐震化事業を基幹管路から進めていく
- ・ 下水道への接続推進及び合併浄化槽の補助制度の活用により、町内の水質向上と環境衛生に努める

な 永く住みたい 魅力あるまち

- ・ 生まれてきた子どもたちが、不安が少なく、生き生きと暮らせるよう、給食費無償化を続けていく
- ・ 学力向上を図り、複式教育や特別支援教育の充実のため、非常勤講師や学習支援員を配置し、安定した学校運営を支援
- ・ 指導主事を配置し、学校指導や生徒指導、不登校問題等、学校の諸課題に対する支援を行う
- ・ 上南部小学校のエレベーター改修工事を予定しており、その他の学校においても必要な修繕工事等を実施し、学校環境の整備を図る

- ・ 児童生徒1人に1台ずつ配備されたGIGA端末の学校の教育活動での有効活用を推進
- ・ 「安全・安心、いきいきと暮らせるみなべ」の実現に向け高齢者施策を推進
- ・ 各種検診・予防接種を行い、疾病の予防と早期発見、早期治療に努める
- ・ 障害福祉サービスや福祉手当などの扶助により、障害者支援を推進
- ・ 総合型地域スポーツクラブとの連携を図りながら、青少年の健全育成、住民の健康増進を図り、活力あるまちづくりを進める
- ・ 令和5年度に設立した埋蔵文化財行政事務協議会と連携し、文化財の保存と活用に広域的に取り組む

べ 便利・安心・ 安全なまち

- ・ 国道42号 東岩代東中村地区の歩道の早期完成に向けた働きかけ
- ・ 町道名の内線、東神野川線及び立合線の拡幅改良や主要路線の補修修繕工事、橋梁・トンネル等の定期点検等の長寿命化対策を行う
- ・ コミュニティバスは、令和7年度から高城、清川地区を毎日運行するなど運行計画を見直し、利便性の向上を図る
- ・ 埴田医王寺地区の高台への避難道路は、用地買収補償と整備工事を進める
- ・ 堺地区で、新たな避難道路を整備するための調査測量設計を行う

- ・ 一時避難場所となる津波避難タワーの工事に向けて、場所の選定を行う
- ・ 南道・東吉田の小山田地区の防災備蓄倉庫にさらなる備蓄を進める
- ・ ブロック塀の耐震化に対する補助金や住宅耐震改修補助金、土砂対策住宅補強補助金などを活用いただき、身の回りの防災対策を
- ・ 自主防災会の活動支援として、防災資機材購入に関する補助金と防災知識普及に関する補助金を地域の防災啓発に活用いただく
- ・ 避難訓練を実施し、防災力向上を図り、災害に対するの備えを支援してソフト・ハードの両面から防災・減災に努める

ちよ 町民参画と 官民協働のまち

- ・ 令和6年5月に「SDGs 未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に選定され、「みなべ梅ラーニングコモンズ」地域共創プログラムでは、課題解決に向け住民の皆さまとの対話を図り、梅剪枝のバイオ炭化事業を含め、より一層の取り組みを推進
- ・ 自治体DXについて、効率化、利便性の向上などを勘案しながら、できれば推進チームをつくり、全庁的なDXに努める

う うめ世界一の 元気なまち

- ・ 農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため新規就農者育成総合対策事業補助、経営継承事業補助を実施
- ・ 令和7年12月に10周年を迎える世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」は、国内認定地域間の情報共有やPR活動、産地における課題を整理し事業を推進
- ・ 認定10周年を機に、町として官民一体となった取り組み「TUNAGU」プロジェクト事業で梅システムに関心を持ち、今後の活動に共創・協働をしていただける県外企業

- ・ や地域との交流や、関わる人材育成の取り組みの持続化に向けて、必要なサポート企業やパートナー企業との関係性を構築
- ・ 世界的に「おにぎり」「おむすび」がブームとなっており、おにぎりローカルイベントとして「UM Eー1フェスタ」でおにぎり協会連携自治体のブースを設置し、PRする機会を計画
- ・ 紀州備長炭の後継者不足問題解決に向け、新規事業者への支援や地域おこし協力隊制度を活用した担い手確保に取り組む
- ・ 紀州備長炭振興館をリニューアルし、情報発信の拠点として機能を高め幅広い世代に親しまれる

- ・ 施設を目指し、伝統産業の継承に繋げる
- ・ 物価高騰における町民の皆さまへの生活支援と、町内事業者の皆さまへの経済対策として、お買い物券を配付し、町内経済の活性化を図る
- ・ 水産資源の安定確保を図るため、ヒラメ、クエの中間育成やイセエビの放流などを推進
- ・ 町で獲れた魚を学校給食で提供し、子どもたちが食を通じて水産業を学ぶ機会を提供
- ・ 漁港施設機能保全計画に基づき、適切な点検・保全工事を行い、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの縮減に努める
- ・ 堺漁港の耐震・耐津波対

- ・ 策の早期完成に向けて働きかける
- ・ 新たな漁港漁場整備長期計画において、重点課題として位置づけされた「海業」について、関係機関と連携し、先進事例の研究などに取り組むための支援を行う
- ・ 「もの観光」から参加体験型などの「こと観光」への変化に伴いみなべ町ならではの地域資源や観光素材に触れる、感じてもらえるような体験メニューをPRし、教育旅行やスポーツ合宿を積極的に誘致し、みなべ町のファンづくりに繋げる



令和7年度 当初予算

令和7年度の当初予算が3月定例議会で可決されました。
第2次みなべ町長期総合計画によるまちづくりに取り組み、「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち」を実現するための施策やSDGsの推進に資する取組などを展開していきます。

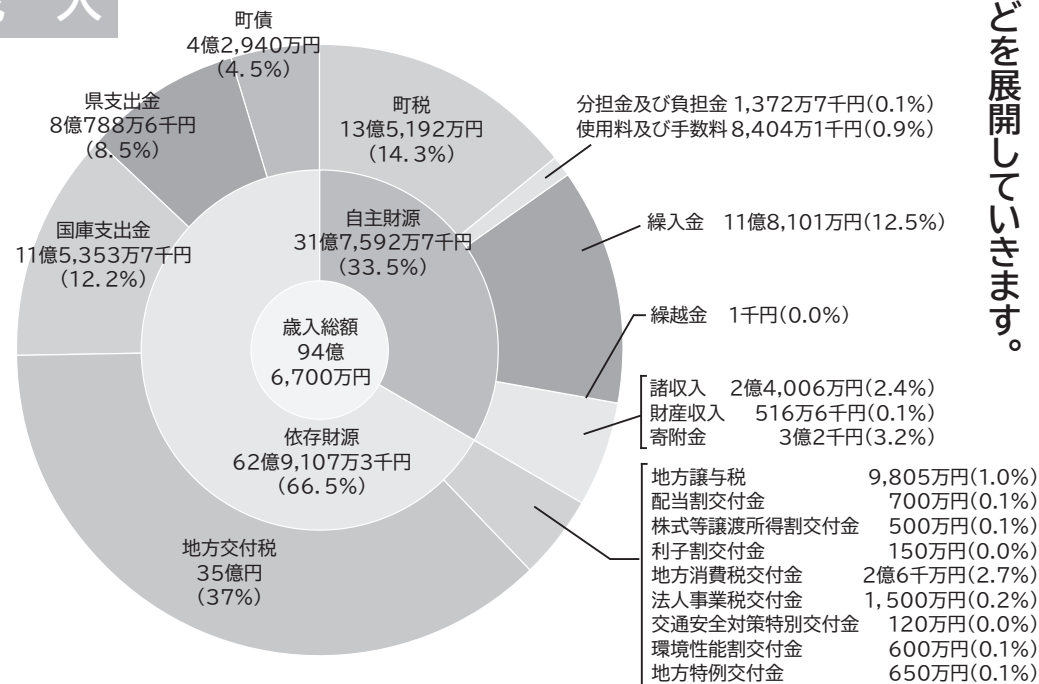
歳入

町税については、町民税等が増額すると見込み、前年度より3153万3千円の増額で歳入全体の14・3%となっています。

また、ふるさと納税による寄附金を昨年度より1億円増額の3億円とし、寄附金全体で3億2千円としています。その他、積み立てている基金等の取り崩しによる繰入金は、財源不足などの影響で2億1587万4千円増額の11億8101万円となり、歳入全体の12・5%を占めています。

歳入のうち自主財源は31億7592万7千円と歳入全体の33・5%を占め、歳入の大半は地方交付税などの依存財源であり、依然として厳しい財政状況となっています。

歳入

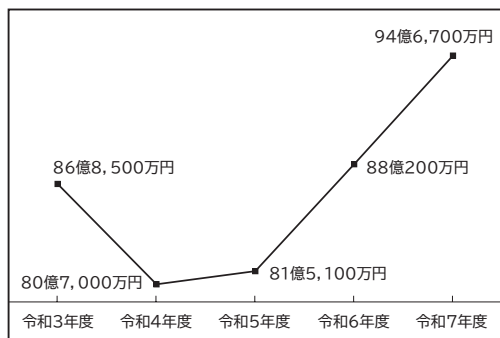


令和7年度一般会計予算は

94億6,700万円

前年比+6億6,500万円

一般会計の当初予算額の推移



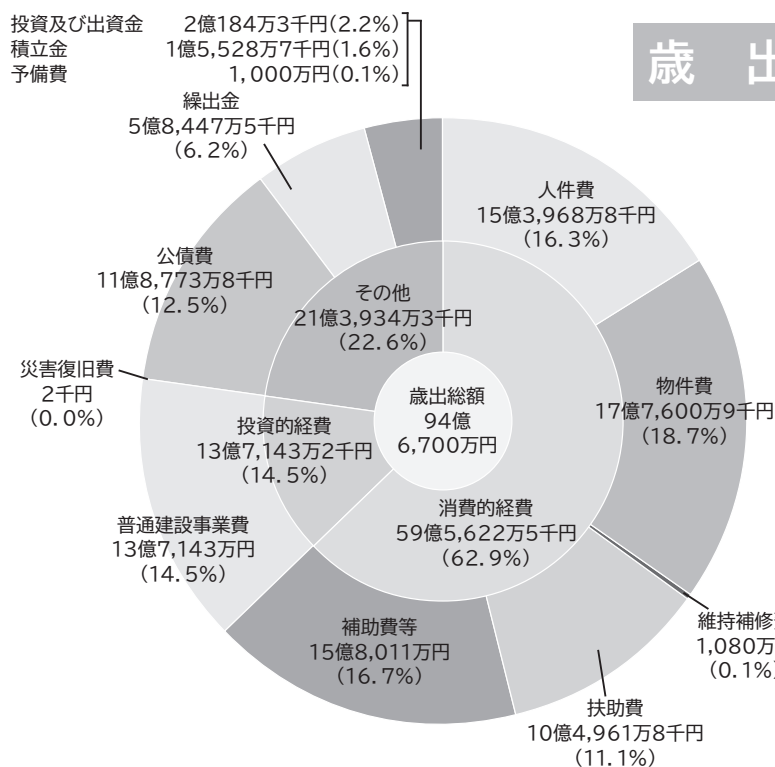
歳出

消費的経費（人件費、扶助費、物件費、補助費等）については、人件費や扶助費の増などにより、前年度より5億5744万5千円（10・3%）増となっています。

投資的経費については、前年度とほぼ横ばいの72万円の増となっています。

その他経費について、公債費の増加などに伴い1億683万5千円（5・2%）の増となっています。

歳出



令和7年度に実施する主な事業（単位：千円）

防災施設整備事業	209,500
社会資本整備総合交付金事業（町道東神野川線、町道立合線ほか）	138,870
通学路安全対策事業（町道名の内線）	155,200
町道新設改良事業	70,240
道路メンテナンス事業	116,000
町営住宅猪野団地外壁等改修事業	41,602
水産物供給基盤機能保全事業	201,000
定住促進新築住宅取得支援補助事業	20,000
農業水路等長寿命化・防災減災事業	47,000
ナデオ地区造成事業	35,000
国民宿舎紀州路みなべ改修事業	34,387
教育旅行誘致事業補助金	10,000
自治体 SDG sモデル事業	12,594
空き家解体処理費補助金	12,000
うめ振興館資料展示室等改修事業	5,597
世界農業遺産TUNAGUみなべ町版事業	3,996
結婚新生活支援補助金	4,200

【歳出】
■消費的経費＝支出効果が単年度または短期間に終わり、後年度に形を残さない経費
物件費＝公共施設の光熱水費や消耗品、委託料などの費用
扶助費＝児童、高齢者、障がい者の方などの福祉向上のための費用
補助費等＝団体等への活動助成金や他市町と共同で運営する組合への負担金などの費用
■投資的経費＝将来に残る施設等を整備する費用など支出効果が長期にわたる経費
普通建設事業費＝道路や建物などの建設事業に係る費用
■その他の経費
公債費＝町が借り入れたお金を返済するための費用
繰入金＝一般会計から特別会計などへ繰り出す費用

【歳入】
■自主財源＝町が自主的に収入することができる財源
町税＝町民税、固定資産税や軽自動車税など
使用料及び手数料ほか＝施設の使用や戸籍の手数料など、特定のサービスに対して負担してもらうお金
繰入金＝基金を取り崩すなど一般会計に繰り入れるお金
繰越金＝前年度から繰り越したお金
諸収入ほか＝ほかの収入科目に含まれない収入など
■依存財源＝国や県から交付されるお金や借入金
地方交付税＝全ての市町村が一定の行政サービスを提供できるよう、国税を財源に国から交付されるお金
国庫支出金・県支出金＝町が行う特定の事業に対して、国や県から交付される補助金など
町債＝建設事業などの事業費用のため長期借入をするお金

会計別当初予算状況

（単位：千円）

会計名	令和7年度	令和6年度	増減額
一般会計	9,467,000	8,802,000	665,000
国民健康保険特別会計	1,782,267	1,753,845	28,422
後期高齢者医療特別会計	367,553	363,369	4,184
介護保険特別会計	1,656,374	1,658,018	△1,644
水道事業会計（収益的支出＋資本的支出）	463,762	475,088	△11,326
下水道事業会計（収益的支出＋資本的支出）	1,034,148	1,036,592	△2,444
合計	14,771,104	14,088,912	682,192

コンビニ交付や電子申請をしてみませんか

問い合わせ 住民福祉課 ☎ 72-2161

年度末や年度初めは、窓口の混雑が予想されます。

役場に行かなくてもできる手続きがありますのでご紹介します。



■「住民票・印鑑証明書」のコンビニ交付

利用時間	6:30~23:00 (土日祝祭日含む)	必要なもの	・マイナンバーカード ・利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字の暗証番号)
------	-------------------------	-------	---

利用方法	①コンビニ内のマルチコピー機にマイナンバーカードをセット ②暗証番号を入力し、証明書の選択等を行い印刷
------	--

※令和7年4月24日はコンビニ交付メンテナンスのため終日利用できません。

■「転出届」のオンライン手続き

必要なもの	・マイナンバーカード ・署名用電子証明書の暗証番号(6桁~16桁までの暗証番号) ・利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字の暗証番号)
-------	--

利用方法	①「マイナポータル」にログイン ②暗証番号を入力し、転出先の住所や人数等必要事項の入力
------	--



詳しくは
デジタル庁 HP



■「国民健康保険の加入脱退手続きなど」のオンライン手続き

必要なもの	・本人確認書類(マイナンバーカード等) ・資格情報のお知らせ等(社会保険等に加入した日が確認できるもの) ・社会保険脱退証明書(資格喪失証明書)※会社を退職したときのみ
-------	--

利用方法	 ←町ホームページから申請できます
------	--

■「福祉医療の変更、再交付」のオンライン手続き

福祉医療(子ども医療・ひとり親医療・重度心身障害児(者)医療)の受給者で、加入中の健康保険が変更になったときや、受給者証を紛失したときの手続きがオンラインでできます。

必要なもの	・本人確認書類(マイナンバーカード等) ・新しい健康保険の資格情報のお知らせ等(変更届のみ)	利用方法	 ←町ホームページから申請できます
-------	---	------	---

■「国民年金保険料学生納付特例申請等」のオンライン手続き

必要なもの	・マイナンバーカード	利用方法	①「マイナポータル」にログイン ②ねんきんネットから申請
-------	------------	------	---------------------------------



日本年金機構 HP

後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ

問い合わせ 住民福祉課 ☎ 72-2161

和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎ 073-428-6688

○保険料軽減判定基準が拡充されます○

和歌山県後期高齢者医療制度の保険料軽減判定基準が変更されますのでお知らせします。

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額(54,428円)と被保険者の所得に応じて決まる所得割額(11.04%)の合計額です。世帯の所得が低い方に対しては、均等割額が軽減される措置があり、令和7年度から軽減対象となる世帯が拡充されます。なお、令和7年度保険料額の通知は、7月中旬に送付予定です。

軽減割合	令和6年度【参考】	令和7年度
7割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	変更なし
5割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+29.5万円×(被保険者数)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+ 30.5万円 ×(被保険者数)以下
2割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+54.5万円×(被保険者数)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+ 56万円 ×(被保険者数)以下

○医科健康診査・歯科健康診査のご案内○

生活習慣病等の早期発見のため、医科健康診査・歯科健康診査を受けましょう。対象の方には、5月下旬に受診券をお送りします(受診券発行の申込みをする必要はありません)。

受診期間 令和7年6月1日~令和8年2月28日

受診場所 受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

自己負担額 いずれも無料

持ち物 マイナ保険証等、受診券、受診票・問診票

○医科健康診査

対象者 被保険者全員(長期入院者、施設入所者を除く)

検査項目【基本】 問診、計測(身長・体重、BMI、血圧)、診察(身体診察)、血液検査(脂質・肝機能・糖代謝、腎機能、尿酸、貧血等)、尿検査(糖、蛋白、潜血)

【追加(医師が必要と判断した方)】 心電図検査、眼底検査

※すでに同様の検査を受けている場合は必ずしも受ける必要はありません。

※生活習慣病の治療などで定期的に医療機関を受診している方は、受ける必要があるか主治医に相談してください。

○歯科健康診査

対象者 令和7年3月末で75歳・80歳・85歳の方と90歳以上の被保険者(長期入院者、施設入所者を除く)

検査項目 問診、口腔診断〔歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常〕、口腔機能検査(噛む能力・舌機能・嚥下(飲み込み)機能)

生活環境課からのお知らせ

問い合わせ 生活環境課 ☎ 72-3605

犬の登録と狂犬病予防注射について

★犬の登録

犬を飼った日（生後90日以内の犬は90日を経過した日）から30日以内に申請し、鑑札の交付を受けてください。また、次の場合は、届出が必要です。

- ・鑑札を受けていた犬の死亡
- ・飼い主の変更
- ・飼い主の住所変更
- ・犬の登録内容の変更



★狂犬病予防注射（年1回）

対象は、生後91日以上の子犬です。狂犬病予防集合注射を実施していますので、詳しい日程は広報4月号折り込みチラシをご確認ください。その機会に接種できなかった際は、動物病院で予防注射を受けてください。

マイクロチップが装着された犬の狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例について

令和4年6月1日以降にブリーダーやペットショップ等の販売業者は、販売前にマイクロチップを装着すること、また、マイクロチップを装着した犬を購入したり譲り受けたりした方は、所有者や犬の情報を指定登録機関に登録することが義務づけられています。

町では令和7年4月1日から、狂犬病予防法に基づく犬の登録手続きに対しての特例制度に参加します。所有者が指定登録機関に情報を登録することで、犬の登録に必要な情報が町に通知され、この通知により犬の登録完了となり、装着されたマイクロチップを犬の鑑札とみなします。詳しくは狂犬病予防注射チラシの裏面、または町ホームページをご確認ください。

浄化槽を使用しているみなさまへ

浄化槽は、し尿や生活雑排水をきれいにし、水環境の保全に大きな役割を果たしていますが、汚れた水をきれいにするために微生物の働きを利用しているため、適正な維持管理を行わないと機能が低下し、水質汚濁や悪臭の原因となってしまうます。

大切な水環境を守るため、浄化槽の正しい維持管理（保守点検、清掃、法定検査）を実施しましょう。

維持管理の種類		説明	実施回数	
			合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
保守点検		浄化槽の稼働状況を調べて、機器の点検・調整・消毒薬の補充等を行います。	4ヶ月に1回以上	4ヶ月に1回以上 (全ばっ気方式は3ヶ月に1回以上)
清掃		浄化槽内で発生した汚泥等の引き抜きや洗浄を行います。	1年に1回以上	1年に1回以上 (全ばっ気方式は6ヶ月に1回以上)
法定検査	7条検査	浄化槽の設置工事が適正に行われ、浄化槽が正常に働いているかどうかを検査します。	使用開始3～8ヶ月の間に1回	(平成13年から新設禁止のため、該当なし)
	11条検査	保守点検や清掃が適正に行われ、機能が十分に発揮されているかどうかを検査します。	1年に1回	1年に1回

バッテリー内蔵製品を「燃やすごみ」に混ぜないでください

近年、充電式電池が原因のごみ収集車の火災が全国で多発しています。充電式電池に使用されているリチウムイオン電池等は、圧力や強い衝撃を受けると発火・破裂する恐れがあり大変危険です。充電式電池が内蔵されていた製品は絶対に燃やすごみに混ぜないでください。

バッテリー内蔵製品のごみを出される場合は、必ず充電式電池を取り出し、電池はテープ等で絶縁して透明の袋に入れ、埋立てごみの収集日に出してください。

農業を開始する・されている方を支援します

問い合わせ 産業課 ☎ 72-1337

■ 経営継承応援金

親の農業経営を全部継承される方、新たに農業経営を開始される方を支援します。

補助額 1人あたり50万円

対象 令和7年1月1日以降に経営を開始した認定新規就農者。
ただし、国の事業による新規就農の経営開始後の支援を受けていない方に限ります。（親の経営を継承する場合、継承する経営あたりの交付対象は1人とします。）
※その他要件あり。くわしくはお問い合わせください。

■ コードレス電動高枝鋏【スゴタカ】導入補助

アルスコポーレーションが制作している電動高枝剪定鋏のスゴタカが作業軽減につながるスマート農機として認められ、県事業の「次世代につながる果樹産地づくり事業」の支援対象となりました。みなべ町でもスマート農機導入を県の上乗せ支援しており、今回スゴタカを上乗せ支援の対象に追加します。

補助率 スマート農機導入費用の1/ 6以内（消費税抜）

対象 みなべ町内で農業を営んでいる方
※スゴタカ導入にあたり補助活用できるのは、1経営体あたり原則1台限り。

戦没者等のご遺族の皆さまへ～『第十二回特別弔慰金』のご案内～

問い合わせ 住民福祉課 ☎ 72-2161

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。

支給対象 令和7年4月1日（基準日）において、『恩給法による公務扶助料』や『戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」）による遺族年金』などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。
1、令和7年4月1日までに「援護法」による弔慰金の受給権を取得した方
2、戦没者等の子
3、戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4、上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

支給内容 額面27.5万円（5年償還の記名国債）

請求期間 令和10年3月31日まで

必要なもの ○本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
○戸籍書類

税金

軽自動車税(種別割)の
納期限は6月2日です

軽自動車税は(種別割)は、毎年4月1日現在、原動機付自転車や軽自動車などを所有している方に課税されます。

軽自動車税(種別割)には、月割課税制度がないため、4月2日以降に所有者でなくなった場合でも、その年度1年分の税金がかかります。

納期限・納付方法について

今年度の軽自動車税(種別割)の納期限は、6月2日(月)です。5月中旬ごろ、納税通知書を郵送します。

納付は、金融機関のほかコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリもご利用できます。利用できるアプリなどは、納税通知書の裏面をご覧ください。口座振替により納付される場合は、6月2日に指定されている口座から振替させていただきます。

経年車重課・グリーン化
特例(軽課)について

軽自動車税(種別割)のうち三輪以上の軽自動車は、平成28年度以降、環境への負荷の低減を図る観点から、最初の新規検査を受けた月(車検証の「初度検査年月」欄に記載のある月)から起算して13年経過した車両に対し重課税率が適用されています。令和7年度分から新たに重課税率の対象となる車両は、平成23年度中に新規検査を受けている車両です。

ただし、電気・天然ガス・メタンール・混合メタンール・ハイブリッドの軽自動車は、重課税率の対象外となります。

軽自動車税(種別割)の
減免申請について

軽自動車税(種別割)は、生活保護法による生活扶助を受けている方または身体に障がいのある方等が所有して使用する場合、納期限の7日前(5月26日)までに申請することで、減免される場合があります。

問い合わせ

税務課 ☎72-2162

固定資産の
縦覧と閲覧ができます

縦覧制度

町内に土地や家屋を所有している、固定資産税が課税されている方に限り、町内の他の土地や家屋の価格との比較を通じて自分の土地や家屋の評価が適正かどうか判断できるようにするため、次のとおり固定資産の縦覧帳簿をご覧いただく期間を設けます。

期間・時間

4月1日(火)～7月31日(木)
(土日祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

縦覧できる方

納税者本人、または本人の委任を受けた方(委任状が必要です。)

閲覧制度

納税義務者は、固定資産課税台帳で、自分の資産について記載された部分のみ確認できます。また、借地人・借家人は、

年金

令和7年度
国民年金保険料について

令和7年度の国民年金保険料は、月額1万7510円となります。

4月上旬に、令和7年度の「国民年金保険料納付案内書」が日本年金機構からご自宅へ届きます。送付されるものは、各月分の納付書のほか、割引のある1年前納や6か月前納の納付書です。保険料は、金融機関や郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ等で納付できます。便利な口座振替による納付方法もありますので、ご利用ください。

「学生納付特例制度」について

学生の皆さんも、20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納める必要があります。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、国民年金保険料を納めることが困難です。

この場合、申請して承認を受けると、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

▼申請方法等

承認期間 4月～翌年3月まで

申請先 住民福祉課

必要書類 学生証の写しまたは在学証明書

承認要件

学生本人の前年所得が128万円以下

令和6年度に学生納付特例の承認を受け、令和7年度も引き続き在学予定の方には、4月初めに日本年金機構から申請ハガキが送付されます。必要事項を記入し返送することで、継続申請ができます。(この場合、学生証の写しまたは在学証明書は不要です)

承認を受けた期間は、老齢基礎年金の年金受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額には反映されません。

保険料は、10年以内であれば遡って追納(後払い)することができます。ただし、承認を受

支援

みなべ町犯罪被害者支援
施策について

犯罪被害者等基本法の基本理念に基づいて、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、必要な支援を行います。

主な支援の内容

- ①相談及び情報の提供等
- ②住居の安定
- ③支援金の支給

・遺族支援金 30万円
犯罪等により町民が死亡した場合

・障害支援金 10万円

犯罪等により町民が重症病

又は障害を負った場合

問い合わせ

総務課 ☎72-2051

使用または収益の対象となる部分について課税台帳の閲覧ができます。

期間

4月1日～翌年3月31日
(土日祝日を除く)

「問い合わせ、縦覧・閲覧場所」

役場1階

税務課 ☎72-2162

令和6年分の確定申告を
された方へ

	納期限	振替日 (振替納税をご利用の方)
申告所得税及び復興特別所得税	令和7年3月17日	令和7年4月23日
消費税及び地方消費税(個人事業者)	令和7年3月31日	令和7年4月30日

振替納税をご利用の方は、事前に預貯金口座の残高をお確かめください。残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

問い合わせ 御坊税務署 ☎0738-22-0695



お知らせ

コミュニティバスのルート・ダイヤ等の変更について

令和7年4月1日より、多くの方々が利用しやすいよう、コミュニティバスのルート、ダイヤ等が変更となり、停留所を町内に新しく6か所追加しました。くわしくは、今月折り込みのチラシをご覧ください。

【追加した停留所】

○須賀神社前

○東本庄幼児公園前

※「東本庄」からの移設

○オークワみなべ店

○バリューハウス南部店

○Aコープみなべ

○エバグリーンみなべ店

【自由乗降が可能に】

これまで停留所でのみ、乗り降りが可能でしたが、これからは「停留所間のルート上」においても乗降が可能となります。※一部自由乗降不可の区間があります。

ご予約はコミュニティバスセンターへ
☎72-3675
問い合わせ
政策推進課 ☎72-2142

建設業労働災害防止協会の各種講習日程

建設業労働災害防止協会和歌山県支部では、労働安全衛生法に基づく講習等を下表のとおり実施します。

講義時間

午前9時～午後5時10分

実施場所

和歌山県建設会館3階

注意事項

- ・受講料は、持参または現金書留でお支払いください。
- ・受講料には、テキスト代が含まれています。テキスト代が改定された場合は、受講料が変更となる場合があります。
- ・定員になり次第締め切ります。
- ・申込少数の場合は、講習会を取りやめる場合があります。

講習名	日時	受講料	受付開始日
職長・安全衛生責任者教育	4/8(火)～9(水)	16,115 円	3/10(月)
職長・安全衛生責任者能力向上教育	4/22(火)	9,405 円	3/24(月)
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育（6時間）	5/15(木)	9,185 円	4/14(月)
刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育	5/20(火)	11,000 円	4/21(月)
施工管理者等のための足場点検実務者研修	5/27(火)	8,690 円	4/28(月)
建設業等における熱中症予防指導員研修	6/10(火)	8,690 円	5/12(月)
コンクリート橋架設等	7/8(火)～9(水)	13,145 円	6/9(月)

申込み・問い合わせ

建設業労働災害防止協会
和歌山県支部
〒640-8262
和歌山市湊通丁北1丁目1番地8
☎073-436-1327

自衛隊 試験案内

試験項目		資格		受付期間 (締切日必着)	試験期日	待遇
幹部 候補生	一般	大卒程度	22歳以上26歳未満	3月1日(土)～ 4月4日(金)	1次:4月12日(土) 13日(日)	入隊後約1年で 3等陸・海・空尉
		院卒者	20歳以上28歳未満 修士課程修了者等(見込含)			入隊後約1年で 2等陸・海・空尉
幹部候補曹		20歳以上33歳未満			1次:4月12日(土)	入隊後約5年で 2等陸・海・空尉
一般曹 候補生		18歳以上33歳未満の者		3月1日(土)～ 5月7日(水)	1次:5月17日(土)～25日(日) のいずれか1日	入隊後2年9か月経 過以降選考により 陸・海・空曹

☆幹部候補曹：令和7年度から新たに新設された採用種目

まちのできごと

衛星携帯電話を受贈し
感謝状を贈呈

この度、有限会社アクアテック様（東京都）から、企業版ふるさと納税として、衛星携帯電話4台を寄贈いただいたことに対する感謝状を贈呈しました。

衛星携帯電話は、津波避難センターや町内の避難所などに設置し、災害時の通信手段として活用する予定です。ありがとうございます。



山本町長と大和田社長((有)アクアテック)

学校給食に「ひらめ」！

2月28日、小中学校の学校給食で、みなべ町で獲れた「ひらめ」が提供されました。この日の給食メニューは、「ひらめのフライ」でした。

ひらめは、漁協が中間育成に取り組んでおり、毎年町内のこども園の園児が稚魚の放流体験を行っています。

みなべ町で獲れる水産物の地産地消を推進し、学びの機会とするための取り組みとして令和4年度から実施されています。



ひらめの給食（南部小学校で）

みなべの水産物を
子どもたちにPR

3月10日、愛之園こども園と上南部こども園で、タカアシガニのふれあい体験が行われました。子どもたちは、珍しいタカアシガニについての話を聞いたり、少し怖がりながらも触ったりしていました。

みなべで水揚げされる水産物を学び、実際に触れてもらうことで海の恵みを感じてもらい、大切な海を守るため海岸漂着ゴミ問題などの環境啓発を目的に今年初めて実施されました。



タカアシガニとふれあい（上南部こども園）

ふれ愛センターで
交流会を行いました

3月11日、ふれ愛センターにおいて、通いの場の交流会が行われ、85名の方が参加されました。

交流会では、体操や、各サロンでどのような活動をしているか情報交換をしたり、参加者最高齢で100歳の坂本健三郎さんの生活史を紹介され、参加者一同が元気をいただきました。お昼には社協職員の生演奏を聴きながら、お弁当と一緒に食べました。



交流会の様子

歯周疾患検診を受けましょう

対 象 者 令和7年度中に
20・30・40・50・60・70歳になる方

内 容 県内の歯周疾患検診実施医療機関での
歯周病検診

費 用 無料

実施期間 令和7年度中

※4月中に対象者へ案内状や受診券をお送りします。

带状疱疹ワクチン接種の 助成終了のお知らせ

令和7年4月より带状疱疹ワクチンが定期接種となり、50歳以上の方を対象に実施していた带状疱疹ワクチン接種の助成を終了しました。接種済の方で、申請がまだの方は、4月末までにふれ愛センターで申請をしてください。今後は65歳の方を対象に6月に案内を送ります。（5年間は経過措置として、70、75、80、85、90、95、100歳と令和7年度に限り100歳以上の方も対象となります）

ミニドック健診のご案内 ～自分の健康は自分で守る～

健 診 名	対 象 年 齢 / 受 診 要 件	
国 保 特 定 健 診	35才～75才 / 国民健康保険に加入の方	
B 型・C 型 肝 炎 検 査	40才～ / 今までに検査を受けたことのない方	◎全ての町民の方が受診できます。(ただし、加入している医療保険者が、肝炎検査、がん検診を実施している場合、本人はそこで受診してください。)
胃 レントゲン 検 診	50才～ / 偶数年齢の方(※)	
胸 レントゲン 検 診	40才～	
大 腸 が ん 検 診		
子 宮 頸 が ん 検 診	20才～ / 偶数年齢の方(※)	
乳 が ん 検 診	40才～ / 偶数年齢の方(※)	

- ・ミニドック健診はすべて**無料**です。
- ・4月上旬に対象者へ案内状を送付します。受診しない方も必ず記入の上、ご返送ください。
- ・社会保険被扶養者の方は、同封の案内を確認の上、お申し込みください。

提出期日：4月30日(水) 必着

(※)胃レントゲン・子宮頸がん・乳がん検診について、昨年度対象で受診できなかった方は、今回受診できますので、健康長寿課へお問い合わせください。



子育て推進課 TEL 33-7550
FAX 74-8013

TEL 33-7550
FAX 74-8013

心れ愛センター 各種お知らせ	対 象	日 時
乳幼児健診 ※受付時間は問診票を ご覧ください	4・10 か月児健診 (令和6年6月・12月生まれ)	4月16日 (水)
	1歳6か月児健診 (令和5年8月・9月生まれ)	4月16日 (水)
マタニティー＆ ベビーサロン	妊婦さんや小さなお子さんの保護者 ◇妊婦さんやお母さんの仲間づくりの場です	4月25日 (金) 10:00～11:30

町内の 各こども園・保育所	園庭開放 (こども園・保育所利用者以外の方もご利用いただけます)	おひさま広場(開放保育) ※参加を希望される方は事前に各園へお申込みください
みなべ愛之園こども園 ☎ 72-2371		
上南部こども園 ☎ 74-3022	4月6日(日) 8:30~11:30 ・園庭と多目的グラウンドを開放	
高城こども園 ☎ 75-2044	土曜日・日曜日・祝日 8:30~17:00 ・入口に掲示している注意事項を守って利用してください	
清川保育所 ☎ 75-2044	土曜日・日曜日・祝日 8:30~17:00 ・入口に掲示している注意事項を守って利用してください	

出産育児応援金廃止のお知らせ

お子さんの誕生を祝福し健やかな成長を願い、子育て家庭の経済的負担を軽減することを目的として出産育児応援金を給付していましたが、子育て応援交付金制度が創設されたことや、児童手当が増額されたことなど子育て支援事業が充実してきたことを受け、令和6年度で本事業は終了となりました。なお、令和7年3月31日までに生まれた方は給付の対象となります。

健康長寿課 TEL 74-3337
FAX 74-8013

TEL 74-3337
FAX 74-8013

4月のトレーニング教室

日 時 4日・11日・18日・25日の金曜日
 18:00～21:00 トレーニングマシン利用可能
 19:00～19:20 ストレッチポール1回目(先着15名)
 19:30～19:50 ストレッチポール2回目(先着15名)
 20:00～21:00 リズム体操

持ち物 室内用運動靴、飲み物など
※18歳未満の方は保護者同伴でも利用不可
※利用者以外の入室はご遠慮ください。
※健康運動指導士の指導を受けたい方は、19時までにお越しください。

持ち物 室内用運動靴、飲み物など

※18歳未満の方は保護者同伴でも利用不可

※利用者以外の入室はご遠慮ください。

※健康運動指導士の指導を受けたい方は、

19時までにお越しください。

※当日、午後3時時点でみなべ町において警報が発令中の場合、教室は中止します。



2月16日(日)、高城、清川地域で、山道を走るトレイルランの大会「梅の里トレイルラン2025」が開催されました。韓国や県内外から参加した244名が、8時30分に高城中学校をスタートしました。

ショートコース(10km)では、高幡山～大穂手街道をとり、ゴール地点である清川球場へ。ミドルコース(27km)では、そこから水畝神社～三里ヶ峰～巨岩群「こもり岩」を通り、高城中学校でゴールしました。結果は下記のとおりです。

ショートの部 男子

- 1位 黒岩 勇禪(埼玉県)
1時間03分01秒
- 2位 矢田 修大(東京都)
- 3位 鈴木 レオナルド(愛知県)

ミドルの部 男子

- 1位 貝瀬 淳(新潟県)
3時間1分03秒
- 2位 岡本 順央(京都府)
- 3位 井上 隆詞(京都府)

ショートの部 女子

- 1位 山本 まゆ(和歌山県)
1時間19分04秒
- 2位 久保 湖都(和歌山県)
- 3位 松原 紀恵(和歌山県)

ミドルの部 女子

- 1位 山本 庸子(大阪府)
5時間7分00秒
- 2位 LEE SANG EUN(韓国)
- 3位 楠部 侑季(和歌山県)



祭礼用具を整備～宝くじコミュニティ助成事業～



毎年、宝くじの受託事業収入を財源に、地域社会の発展等のための社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や地域文化への支援に対して助成する、宝くじコミュニティ助成事業を行っています。

令和6年度は、高野区と大川区が祭礼用具(幟、提灯、幕、獅子舞など)を新調しました。

高野区と大川区では、整備した祭礼用具を活用することで、伝統文化を後世に伝えるとともに、地域のつながりをより一層深めていきます。



高野区



大川区

コンビニ交付 メンテナンスの お知らせ

令和7年4月24日は
メンテナンスのため
終日利用できません。

役場内JA派出所窓口の 営業時間が変わります。

令和7年4月1日、和歌山県内の農協
が合併することに伴い、役場内JA派
出所窓口営業時間が変わります。
窓口営業時間
8:45～12:00、13:00～15:00

令和7年度 南部長寿大学入学式

日時 令和7年4月15日(火)
午後2時～
場所 南部公民館
くわしくは、南部公民館(☎72-
1400)へお問い合わせください。

人のうごき

	2月末現在	(前月比)	2月中の異動
男	5,468人	(±0人)	出生 4人
女	6,029人	(-8人)	死亡 15人
人口	11,497人	(-8人)	転入 23人
世帯数	4,801世帯	(±0世帯)	転出 20人
			高齢化割合 (65歳以上)34.6%

2月届出分(敬称略)

(ご了承くださいただただ方を掲載しています)

「UME-1 グルメ甲子園」 入賞梅料理レシピ②

みなべ町で開催するイベント「UME-1 フェスタ in 梅の里
みなべ」で、高校生が考えたオリジナルの梅料理を競う「グ
ルメ甲子園」が行われています。ここでは、これまでに入賞
した梅料理レシピをご紹介します。ぜひ、ご家庭でも！



YouTube 動画



UME-1 サイト

第7回 敢闘賞 兵庫県立香住高等学校 チーム ハルハル探偵団

『香住鯖缶の炊き込みご飯と 梅大葉巻きカレイ天ぷらプレート』

【材料】(4人前)

カレイの梅大葉巻き天ぷら

カレイ……………1尾
大葉……………8枚
梅干……………4個
天ぷら粉(水で溶いたもの)…適量
揚げ油……………適量
竹串……………8本

香住鯖缶の炊き込みご飯

米……………4合
サバ味噌煮缶詰……………100g
梅干……………3個
酒……………60cc
出汁……………大さじ1
きざみねぎ……………適量

【作り方】

カレイの梅大葉巻き天ぷら

- ① カレイを5枚おろしにし、おろした身を半分に切る。
- ② 梅干の種を取り除き、みじん切りにする。
- ③ 大葉の上に①を乗せ②を塗り巻く。巻いた後に形が崩れないよう竹串を刺す。
- ④ てんぷらの衣を付け、油で2分揚げ完成。

香住鯖缶の炊き込みご飯

- ① 米を洗い鯖缶、出汁、酒、きざんだ梅、ネギを加えて炊飯する
- ② 炊き上がったら満遍なくまぜる。

盛り付け

天ぷらと炊き込みご飯を平皿に盛り付けて完成

